

随意契約理由書

| | | |
|----------------|--|---------------------|
| 件名 | 海岸線 軌道検測車収録装置ユニット更新 | |
| 契約の相手方 | マティサ・ジャパン株式会社 | |
| 根拠法令 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号 | |
| 随意契約の理由 | <p>「軌道検測車」は、営業列車の運行が終わった深夜に、線路を走行しながら、軌道の狂い(軌道変位)を測定する車両のことをいいます。</p> <p>具体的には、①高低(レールの長さ方向の凹凸)、②平面性(線路のねじれ)、③軌間(左右レールの間隔)、④水準(カント)(左右レールの高低差)、⑤通り(正矢)(レールが曲がっていないか、曲線では曲がり具合が適正か)の状態を測定します。測定されたデータ(軌道変位)を基に、適正に軌道保守管理を行い、営業列車の安全運行確保に役立てています。</p> <p>軌道検測車の測定(測定値)は、検測トローリー・ユニットの動きをトランスジューサにより電気信号に変換し、データ収録ユニットを通して、記録及び解析装置に伝達する特殊なものである。また、軌道検測車の仕様は統一規格はなく、製造業者ごとに詳細仕様は異なる。今回、検測システムの一部であるデータ収録システムを更新するものであるため、検測システム製造元の技術保証を要するとともに、検測車の構造原理と性能に精通した者でないと更新は困難である。よって、該当軌道検測車(検測システム)製造業者であるスイスのマティサ社の代理店(日本で唯一)であるマティサ・ジャパン(株)に随意契約する。</p> <p>なお、アナログ式のデータ収録システムは、現在、製造されておらず、故障時の部品調達が不可能な状況である。</p> | |
| 担当部署 (問合せ先) | 交通局高速鉄道部施設課保線区 | (電話番号 078-791-6585) |